

第3部 子どもの自立支援のための自立支援計画

1. 子どもの自立支援のための自立支援計画の目的

自立支援計画の目的は、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援における到達点や道筋を示し、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を保障することにある。すなわち、一人ひとりの子どもの自立支援における目標を示しその到達に向けて、その子どものニーズに即し、その子どもに適切な保護・支援を提供していくための道筋を提示することが、その目的なのである。

そのため、自立支援計画を策定すること、つまり文書化することにより、支援内容・方法の明確化（見えない支援から見える支援へ、抽象的な支援から具体的な支援へ）、支援の優先順位の明確化（重みづけによらない支援から重みづけによる支援へ）、支援における責任の明確化や見直し（責任のない支援から責任のある支援へ）などが図られ、支援の質が向上することになる。

2. 自立支援計画の策定過程とその展開（初期アセスメントから事後評価まで）

自立支援計画の策定過程とその展開については図3で示したとおりである。

（1）児童相談所におけるアセスメント

ア 初期におけるアセスメント（初期（受理））

初期（受理）面接における初期アセスメントの目的は、フェースシート、主たる問題（主訴）、相談者の問題認識や援助ニーズなど概括的な把握に必要な基本的事項について、すなわち子ども家庭総合評価票の背景が黄色になっている項目などに関する情報を収集し、ケースの全体像を概観的に把握することにある。

イ 援助ニーズ等を把握するためのアセスメント

次に、継続した相談援助の過程において、面接・行動観察・心理検査などの方法による社会診断・心理診断・医学診断・行動診断及び子ども家庭総合評価票などを活用して、包括的かつ特長や問題点（問題の原因・背景などを含む）及び援助ニーズがあると推察できる部分に焦点を当てつつ、必要な情報の収集、調査及びその整理を体系的に行うなど、ケース全体について包括的かつ焦点化したアセスメントを行う。

ウ 総合診断（総合的なアセスメント）

そして最終的に、上記のアとイのアセスメントなどをもとにした総合的な検討に基づき、その子どもの健全な発達にとっての最善の利益を図るため、そのケースに対する具体的な目標や課題などについて総合的な診断を行い、明らかにしていく。

（2）児童相談所における援助指針の作成

児童相談所は、援助方針会議等を開催して、総合診断に基づき、その子どもやその家族等に対して最も効果が期待できる援助指針を作成する。

ア 援助指針の構成

援助指針は、次のような内容による構成とする。（別紙4を参照）

〈援助指針の内容〉

- * 個々の子ども、保護者等に対する援助の選択及びその理由
子どもの意向、保護者等の意見及び具体的援助を行う者や社会資源等の条件などを考慮し、その子どもに最も適合する援助を選択するとともに、その理由を明確にしておくこと。
- * 選択した援助に対する子ども・保護者の意向及び関係者の意見を明記すること。（（4）ア・イ・ウを参照）
- * 都道府県児童福祉審議会の意見を聴取した場合はその意見を明記すること。
- * その子どもの援助ニーズに基づき到達したいと考えている具体的な内容や方向性など、取り組むべき援助の方針を示すこと。
- * 方針を基にして取り組むべき長期目標、それを実現するための短期目標について明記すること。
子ども自身、それを取り巻く環境としての家庭及び地域社会という3つの領域に関して、(i) 子どもや保護者等及び活用し得る社会資源や人的資源、制度等が持つそれぞれの問題点や課題あるいは強化すべき特長、(ii) 支援目標、(iii) 支援方法等を長期的、短期的に明確化し、具体的かつ広範な援助指針の作成を行う。
- * 特に、他機関等と連携しながら支援を行う場合には、それぞれの機関の意向や役割等について明確にしておくこと。

イ 援助指針作成上の留意点

援助指針を作成する場合の留意すべき点については、どのような援助や措置を行うかによって異なるてくる。

■他機関への指導委託の場合

児童委員指導や児童家庭支援センター指導等他機関に支援を委ねるか他機関と連携しながら支援を行う場合は、事前に当該ケースにおける問題点や課題及び特長、児童相談所の援助方針等を十分に説明し、中心的な役割を担う機関を明確にするとともに、それぞれの機関の役割や援助目標、援助方法等について綿密な協議を行い、情報や方針の共有化を図り、了解した事項等について援助指針に盛り込んでおくことが必要である。

■児童福祉施設、里親へ措置する場合

児童福祉施設、里親へ措置する場合にも、措置する子どもの支援が適切かつ円滑に行われるよう、他機関などへの指導委託の場合と同様、当該施設及び里親と十分に協議することが必要である。その際は、実際に支援をする施設・里親の現況や支援機能・特長などを考慮して検討を行う。

■関係機関へ紹介する場合

他の関係機関に紹介する場合にも、その機関では、その子どもを担当し中心となって支援していくのは誰か、役割分担をどうするのか等について、当該機関と事前に十分協議の上、援助指針に盛り込んでおく。

なお、援助の途中で関係機関との関わりが切れそうになった時には情報を受けるなど、相談者と関係機関のかかわりのモニターを行うことも援助指針に盛り込む。

■児童福祉司指導、継続指導等の場合

児童福祉司指導、継続指導等の在宅ケースの場合であっても、担当者自身のみのアセスメントに依拠するのではなく、当該の子どもや保護者の意向・意見を聴きながら、児童相談所としての組織的なアセスメントに基づき援助指針を作成することが必要である。

■緊急対応が必要な場合

緊急対応が必要なケースについては綿密な援助指針を立てることなく、支援を行うことになる。したがって、緊急対応については、日頃よりその手順を定めるなど、対応に不足が生じないよう細心の注意が必要である。

■危機状態になる可能性がある場合

虐待ケースの在宅支援など、家族の状態などが危機状態になる可能性が

あるケースに関しては、予めそれを想定し、危機状態になった場合の情報の流れなどを援助指針に盛り込んでおく。

ウ 援助指針の評価・再検討（検証）時期

子どもやその周辺環境は変化する可能性も高く、そのため援助における課題や援助の方法等を変更する必要もあり、援助指針は定期的に評価し、それに基づき見直す必要がある。このため、次期評価・再検討（検証）の時期を明確にしておくことが必要である。

エ 援助指針の再検討

指針に基づいた援助により、その過程において、子どもや保護者などに対する短期目標が達成されたり、新たな課題が生起する等の変化が見られる。したがって、児童相談所は、このような子どもや保護者・家庭の変化に伴い、その状況に応じた適切な援助を行うため、子どもの援助指針について、児童福祉施設などの関係機関と協議を行い、再検討を加えていくことが必要である。

なお、ケースについて施設への措置や援助等を終結するときは、その理由を明確にし、援助方針会議等で短期目標や長期目標の達成状況などについて、子ども家庭総合評価票の調査結果などを参考にしつつ、総合的客観的に検討し、決定する。

（3）児童福祉施設における入所措置時の対応

ア 施設におけるケース概要票の作成（第4部 IVを参照）

支援をするに際しては、ケースの概要について、担当者を中心として関係する職員が十分に理解しておくことが必要である。そのためにも、児童福祉施設においては、児童相談所からの情報や子どもへの面接などから得られた情報をもとに、ケース概要票を作成することが必要である。

なお、作成する際に不足している情報や書類がある際には、照会など適正手続きなどにより児童相談所や関係機関から入手しておくこと。

イ ケース検討会議による協議

援助指針に基づき支援する場合には、ケース概要票の作成後、援助指針について再確認する意味で、担当者及び関係者によるケース検討会議を開催して、その指針の妥当性等について検討し、その内容について共有した上で、支援を開始することが大切である。

(4) 児童福祉施設における自立支援計画の策定及びその手続き

児童福祉施設は、子どもの入所時あるいは数ヶ月間援助指針に基づいて支援した後に、ケース検討会議などによる協議に基づき自立支援計画を策定することになる。

自立支援計画の策定に当たっては、前述したように、その子どものマイナス面の改善や回復のみを目指すのではなく、その子どもの特長を活かしエンパワメントできるように支援することが重要である。また、子どもが抱えている個別の問題や課題は、子ども自身の要因、家庭（保護者・家族）の要因、地域社会の要因が複雑に影響し合っている。そのため、これらの要因について十分な情報を基にして、個々の子どものニーズにあった処方箋とならなくてはいけない。

子どもの自立支援計画を策定するに当たっては、担当職員だけではなく、すべての職員が参加し、その子どもの支援目標、支援方法などについて組織的に検討することが重要である。

現場では往々にしてありがちなことだが、以前支援した子どもと類似している境遇や問題をもっている子どもに対して、同じような計画になりがちになるのを避け、その子どもの特徴を十分に考慮した個別の計画を立てる姿勢が重要である。

ア 自立支援計画の構成内容

自立支援計画の構成内容であるが、児童自立支援計画票（別紙8）を見るとわかるように、簡単な基本事項に加え、子ども本人、保護者及び関係機関の意向や意見、児童相談所との協議内容、支援方針並びに子ども本人、家庭、地域社会の3つの領域などについて、それぞれに長期計画・短期計画を立てるような構成になっている。

イ 子ども・保護者の意向及びその尊重

援助指針に基づき、自立支援計画の策定にあたっては、特別な場合を除き、その子どもの年齢や能力等に応じて、計画の内容等についての意向を聴取するとともにその保護者などからも十分に意向を聴取し、可能な限り尊重することが重要である。

■子ども本人の意向

子どもの年齢や能力によって異なるが、子ども自身も自分の生き方や将来に対する考え方をもっている。また、子どもの年齢や能力、境遇、生活体験の違いによって表現の仕方や内容も異なってくるが、子どもの意

見を尊重するという姿勢が大切である。子どものペースに合わせて耳を傾け理解するように努めなければならない。子どもが生き方や将来の目標を「他者から強いられた」とか、「嫌々やらされている」と感じる場合には、拒否や放棄あるいは反発などが起こりやすいが、子どもの考えを十分に聴き、子どもとともに検討した場合には、子どもに自らの生活プランの策定に参加したという意識が生じ、前向きで積極的な生活につながることも少なくない。

なお、計画の策定に当たっては、子どもの考え方を十分反映し、子ども自身の判断により問題を解決する場面などを用意し、その結果から学ぶ機会を与える必要がある。そのためにも一人ひとりの子どもがこれから歩む人生の設計図を描くために必要となる体験などが込められた自立のための計画となるよう努めなければならない。

■保護者の意向

保護者の意向には、子どもに対する保護者の願いが込められている場合が多い。こうした保護者の「願い」の中には、真に子どものためというよりも、保護者自身のためのものが含まれている場合も少なくない。こうした場合には、子どもや施設への期待や要求ばかり強くなることも多々ある。子どもにとって過度な負担になったり実現が困難と思えるような考えについては、事前によく相談し理解してもらうことが必要である。

また、保護者に子どもの成長発達の状況などについて適宜伝えること、今後の方針や計画を見直していくこと、その際には保護者の意向を聴取することなどについて説明しておくことも必要である。計画の遂行に当たっては、児童相談所・児童福祉施設等と保護者と協働して対応していくことが必要であり、保護者の役割も重要になるので、保護者との協議を行うことが必要である。預けっぱなしになるなど、保護者の気持ちが子どもから離れてしまわないように保護者の考えに耳を傾け、可能な限り尊重することが大切である。

ウ 関係者の意向及びその尊重

子どもの関係者には、祖父母をはじめとする親戚や地域の保健師や児童委員、学校や保育所の職員など様々な人たちがいる。親族などの関係者からの意向を確認するに当たっては、プライバシーの保護の観点から保護者の了解を得ることが大切である。

関係者には、施設退所後の子どもやその家族の受け入れやその後の見守

り体制の確保など、地域社会での支援者として家族を支える役割がある。

今までの子どもや家族が抱える問題や課題等についての意見に終始するのではなく、家族が再生していくための支援のあり方、家族の未来を開いていくための関わり、あるいは福祉サービスの活用や社会資源の利用などについて、積極的な考えを聴取することが重要である。

工 児童相談所との協議

また、児童福祉施設は、自立支援計画の策定にあたって、施設入所後の子どもの変化（成長など）の様子や面会や通信でみられる保護者の様子や態度など、新たに得られた情報をもとにして、児童相談所と十分な協議を行い、常に子どもに対する適切なアセスメントと自立支援計画の策定に心掛ける必要がある。

才 支援方針

児童福祉施設は、児童相談所との協議などを踏まえ、支援ニーズに基づき到達したいと考えている具体的な内容や方向性を支援方針としてまとめる。長期目標や短期目標は、この方針に基づき策定するので、支援内容に与える影響は大きい。したがって、方針があいまいであったりすると、子どもに悪影響を及ぼす危険性などもあり、その決定にあたっては、慎重な配慮が必要である。子どもの最善の利益を実現するための方針を、組織としての十分な検討に基づいて立てることが求められている。

力 長期目標

支援方針には、将来の自立に向けた到達目標が示されており、それを基にして、その目標の達成のために具体的な段階的目標を設定する。

その目標を大別すると、長期目標と短期目標にわかれる。ここでいう長期目標とは、ケースによって異なるのは言うまでもないが、概ね6ヶ月～2年の期間で達成可能な到達内容を考えている。

この長期目標は、子ども本人、家庭、地域社会の3つの領域における課題の解決や機能の回復及び特長の伸長などを検討し、到達目標をそれぞれ設定し、支援を進めることになる。子どもの自立を進めていくためには、多くの場合、3つの領域が並行して展開されることが望ましい。しかしながら、実際には、目標の困難性や緊急性などにより、各領域における達成状況に差異を生じたりすることなどが予測されることから、各領域を関連づけて総合的に判断し、最優先で重点的に取り組む目標を「総合」として設定することが必要になる。

長期目標にしろ短期目標にしろ、子どもや保護者が自己評価できるような具体的な内容を設定することが大切である。

目標はあくまでも実現可能な内容にすべきであり、子どもや家族の力量をこえた目標を立てた場合には、過剰なストレスを与えたり、達成できなかつたことによる否定的な自己イメージを与えるなどの影響を及ぼすことにもつながりかねない。次々に課題の難易度を引き上げすぎて、それまでの向上心などを衰退させないよう、熟慮が必要である。したがって、施設は、前述したとおり、子どもや保護者の意向を尊重し、児童相談所などと十分に協議しながら目標を設定することが重要である。

キ 短期目標

ここでいう短期目標とは、長期目標の達成に向け、数ヶ月以内で達成可能な、より具体的な到達内容を考えている。子どもや保護者は、よりやさしい課題から取り組むことにより、達成感や成就感などを経験し、本来持っている力をエンパワメントし、困難な課題に取り組んでいくというのが基本的な支援のあり方である。短期目標においては、緊急度や難易度などによって優先的重點的課題について検討し優先順位を決定しておくことが必要になる。施設では、この決定に基づき、長期目標の達成を念頭におきつつ、より優先度の高い順に具体的な短期目標を設定し、一つずつ到達していくことになる。

ク 策定上の留意点

自立支援計画の策定にあたっては、次のような主な点について留意する。

〈計画策定上の留意点〉

- * 機関・施設、個々の支援者、子どもとその家族が取り組むべき優先課題が明らかになるような計画になっているか。
- * 子どもの最善の利益という視点に立った計画となっているか。
- * 計画に基づいて取り組む者が、その考え方を理解できるわかりやすい計画になっているか。
- * 子どもやその家族に対して、計画内容の十分なインフォームドコンセントが行われているか。
- * 取り組むべき目標・課題は実行可能な内容であり、意欲を喚起するようなものになっているか。
- * 計画は、子どもや保護者の力量や状態に応じた課題が段階的に設定されているか。
- * 計画を遂行する上で、促進要因と阻害要因とを勘案しているか。
- * 支援によって得られる成果やその時期を推察し、評価・見直しの

時期を設定しているか。

- * 限定された条件のもとで生活が展開されるという施設のもつ構造と機能を勘案して計画を策定しているか。

(5) 支援の実施

支援の実施にあたっては、その子どもの担当者はもちろんのこと、施設の全職員が、その子どもの支援目標・課題及びその方法について十分に理解し共有した上で、子ども一人ひとりに応じて、組織として一貫性のある継続的な支援を行うことが、極めて重要である。

子どもも担当者に対しては自分たちのよき理解者であるという認識をもっているし、それ以外の職員、特に施設で常に顔を合わせる機会が多い職員に対しては自分たちの理解者だという気持ちを持っている。子どもは日々の生活の中では担当以外の職員に相談することもある。担当以外の職員が子どもに注意をすることもある。したがって、すべての職員は、子ども一人ひとりの支援計画や今取り組んでいる課題などについて理解していることが必要である。

(6) 確認（モニタリング）

効果的な支援を提供していくためには、組織として、実際に支援計画が適切に実施されているか否かについて、定期的かつ必要に応じて情報を収集し、確認していくことが必要である。

確認すべき点は次のような内容である。

〈確認すべき点〉

- * 支援計画に基づいて適切な支援が行われているか否か
- * 支援計画で立てた各対象・各領域ごとの短期的な目標が達成されるように展開しているか否か
- * 支援計画どおり実施されている支援の内容が、支援ニーズを満たすことに結びついているか否か
- * 支援の過程で、新たな課題や支援ニーズを発見したり、生起しているか否か

(7) 事後評価（効果の検証）

事後評価とは、目標達成状況などから子どもや家族などに対する支援効果について客観的に把握し、それに基づきその子どもの新たな可能性やニーズを探究するとともに、アセスメント、支援計画、支援方法の妥当性などを検証する

ことである。その評価結果に基づき、総合的な検討を行い、支援計画の見直しを行うか支援を終結するか判断することになる。

事後評価は、計画された支援期間を経過した場合、支援効果が上がり期間を待たずして目標を達成してしまった場合、反対に支援効果がほとんど見られない場合、問題の事態が生起した場合などに行う。

したがって、評価は次のような点に留意して行うことが大切である。

〈評価における留意点〉

- * 多角的・重層的・総合的に行うこと。多くの評価者によって、アセスメント票などを活用しながら、多くの視点から評価すること。少なくとも1つの内容について、3つ以上の観点・立場から3つ以上の発生場面・適応場面等を対象にして、総合的に評価するよう努めること。
- * 各評価者間の評価のずれ、評価者とアセスメント票による結果とのずれを追究すること。
- * 的確な支援計画であればあるほど計画通り展開されることは少ない。予測していた以上に変化し、計画を修正せざるを得ない事態になることが多い。むしろ計画通り進行している場合には、子どもや保護者が表面的に合わせているといった面が背景にあるかないか確かめておくことが必要である。

評価においては、次のような多くの評価者によってそれぞれの立場から評価し、検査などの結果を加味して、組織として総合的に検討することが重要である。

ア 担当者による評価

評価は、今後の子どもの支援に活かすために行われるものである。今後の支援に活かせる評価とするためには、担当者は自分が行ってきた支援について検討することが大切である。

そのために、担当者は生活記録、心理テストなど評価するための資料について整理すること。変化した内容を明らかにすること。その変化をデータで示すこと。その資料に基づき、目標となっている課題は達成されたのか、他の発達すべき機能は伸びているのかなどについて、多角的重層的に分析検討し、客観的に評価すること。評価した理由についても、責任をもって説明できるようにしておくこと。

イ 自己評価（子どもや保護者による評価）

評価において大切なのが自己評価である。自分自身がどのように変化したか、設定した目標がどのようにして達成できたのか、これまでの自分自身の歩みを意識化させることはとても重要である。努力してきた自分を評価することで達成感や満足感を得ることができ、問題解決に向けて次の段階に踏みだし、新たな課題に積極的に取り組んでいくための活力を与えることに結びついている。

ウ チームによる評価

児童指導員、保育士、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員など異職種の支援者によるチームとしての評価も重要である。多くの職種の多角的な視点から評価することによって、担当者や子ども・保護者も気づいていなかつた変化を捉えたり、新たな課題やニーズを発見したりすることが可能になる。また、それぞれの評価のずれについて検討することによって、より妥当性・信頼性のある評価につながるのである。

エ 関係機関等（第三者的存在）による評価

子どもや保護者及び支援者だけで評価するのではなく、ボランティアや職場実習先の方々なども含め関係している機関の方にも評価してもらうことが望ましい。特に子どもは相手によって対応を変えたりすることが多いため、援助者以外の方に対する行動や態度がどうなのか評価してもらうことは、課題の達成程度を検討する上で重要な資料になる。

オ 検査や子ども家庭総合評価票などによる評価

どの機能がどの程度回復しているのか、成長・発達しているのかなどについて、検査によって測定することは、目標の達成度などを客観的に判断する上で有効である。ただし、どの検査法を使用するかは、その効用と限界を理解した上で、目的、対象などに応じて選択すること。検査結果についても、ケース支援等に対して大きな影響を与える可能性があり、その意味を慎重に検討した上で活用しなければならない。

カ 組織としての総合的な事後評価

施設は、このような評価に基づき、最終的に、組織として総合的な事後評価を行わなければならない。一般的には事後評価会議などを開催して、職員による協議に基づいて、評価が行われている。

自立支援計画に基づき、短期・長期目標に近づくことのできた好ましい結果であったのか否か、効果が見られた課題・ニーズはあったのかなかっ

たのかなど、評価する際には、次のような観点から検討することが大切である。

■課題・ニーズに対して効果が見られた場合

- ・効果が見られた課題は何か。
- ・どの程度の効果が見られたのか。
- ・それは見せかけの効果ではなく真に効果があったと判断していいのか。
- ・その課題に対してはどのような方法やスケジュールに基づき支援をしたのか。
- ・その効果を生みだした要因は何か。
- ・その方法は他の課題に対して有効なのか否か。
- ・次の段階の新たな目標を設定して支援活動に入っているのか、あるいは終結しているのか。

■課題・ニーズに対して効果が見られなかった場合

- ・ケースに対する情報収集に間違い、偏り、不足はなかったか。
- ・ケースに対するアセスメントは的確であったのか。
- ・課題や目標の立て方など支援計画は適切であったのか。
- ・長期目標や短期目標の設定は、子どもや保護者の力量などに見合った適切なものであったのか。
- ・優先順位の設定に問題はなかったのか。
- ・支援方法など技術的な面は適切であったのか。
- ・支援活動が不足してはいなかったか。
- ・支援活動を阻害したものはなかったか。

■新たに発見された・生起した課題・ニーズ

- ・新たに発見された・生起した課題・ニーズは何か。
- ・新たに発見された情報の信憑性はどうか。
- ・再度調査すべき事項はないのか。
- ・新たな問題の発生や新たな事実の発見により生じた課題の緊急性、困難性などはどの程度なのか。
- ・問題発生の原因は何か。
- ・支援活動に問題はなかったのか。
- ・全体的なアセスメントや支援計画の見直しが必要か否か。

(8) 事後評価に基づくアセスメント及び計画の見直し

どのケースに対しても、事後評価の結果に基づき、アセスメント及び計画の

見直しが必要になってくる。具体的な支援活動においては、はじめに立てた支援計画のまま見直すことなく支援活動を続けることはありえない。何故ならば、効果があるなしに関わらず、ケースそのものやその周辺環境は計画を立てた時点と比べれば変化しているからであり、総合的に検討すれば、見直しをしなければならない面が生じるはずである。

端的にいえば、子どもは絶え間なく成長・発達している存在であるということ。また、周囲も変化をし続けているのであり、その周囲からの影響を受け、時として予想を超えた変化を見せるのも子どもである。だから、見直さずにすむ計画などない、といつても過言ではない。

したがって、(4) 児童福祉施設における自立支援計画の策定及びその手続きにおいて述べたように、児童福祉施設は、子どもや保護者などに現在の状況について納得が得られるように説明し、その意向を確かめることが必要である。また、児童相談所と協議をして見直しをする。